

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
がと日、
の翌日)

◇ 告 示

目 次

- 字の区域の変更
- 青少年に有害な図書類の指定
- 県営土地改良事業の変更計画の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定(七件)
- 土地改良事業の認可(二件)
- 土地改良法による換地処分
- 保安林の指定の解除
- 保安林の指定の解除予定
- 公有水面の埋立ての免許
- 開発行為に関する工事の完了

告 示

鳥取県告示第千二百二十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による穴鴨地区第一工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年十一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十六年二月六日現在の地番による。)
大字上西谷字中島	大字上西谷字中島のうち七四の三、七四の四、七五の二及び七六の二以外の区域
大字下西谷字森脇	大字下西谷字森脇のうち五一の三、五一の四、五二の二、五四、五五及びこれらと一体をなす国有地並びに五一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字下西谷字黒谷	大字下西谷字黒谷のうち五六以外の区域並びに大字下西谷字宮原二二〇の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二二〇、二二三の一と一体をなす国有地の一部
大字下西谷字宮原	大字下西谷字宮原のうち二二〇、二二二、二二三の一、二二四の一の一部、二二四の二の一部、二二五、二二六、二二七の一、二二七の二、二二八の一部、二二九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二二二、二二三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字下西谷字伊伍尻一三九の二の一部、一三九の一〇、一四

<p>大字下西谷字伊伍尻</p> <p>〇の一の一部、一四〇の二、一四一の一の一部及び一四一の二の一部並びに大字下西谷字中嶋三七九の二、三七九の三の一部、三八二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字下西谷字伊伍尻のうち一三九の一、一三九の二の一部、一三九の六、一三九の九、一三九の一〇、一四〇の一の一部、一四〇の二、一四一の一の一部、一四一の二の一部、一五〇の二、一五一、一五二の一、一五五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字下西谷字宮原二〇の一の一部、一二三の一の一部、一二四の一の一部、一二四の二の一部、一二五、一二六、一二七の一、一二七の二、一二八の一部、一二九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字下西谷字加市</p> <p>大字下西谷字加市の全域、大字下西谷字伊伍尻一三九の一、一三九の六、一三九の九、一五〇の二、一五一、一五二の一、一五五及びこれらと一体をなす国有地並びに大字下西谷字中嶋七四の三、七四の四、七五の二及び七六の二</p>	<p>大字下西谷字宮ノ前</p> <p>大字下西谷字宮ノ前の全域並びに大字下西谷字中嶋三七八の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字下西谷字中嶋</p> <p>大字下西谷字中嶋のうち二九〇の二の一部、二九一の一部、二九二、三五一の一部、三七五の一、三七五の二、三七六、三七七、三七八の一、三七九の一の一部、三七九の二、三七九の三の一部、三八〇、三八一の一、三八一の二、三八二、三八三、三八四の一部、三八五の一部、三八七の一、三九〇の一部、三九一、三九三の二の一部、三九三の三の一部、三九六及びこれらと一体をなす国有地並びに三七八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字下西谷字宮原一二一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部並びに一二二、一二三の一と一体をなす国有地の一部並び</p>
<p>大字下西谷字河原田</p> <p>に大字下西谷字河原田三九八の二、三九九の二、四〇六の三の一部、四〇七の二の一部、四〇八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字下西谷字河原田のうち三九八の二、三九九の二、四〇六の三の一部、四〇七の二の一部、四〇八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字下西谷字森脇五一の三、五一の四、五二の二、五四、五五及びこれらと一体をなす国有地並びに五一の二と一体をなす国有地の一部、大字下西谷字黒谷五六、大字下西谷字宮原二〇の一の一部、一二一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字下西谷字中嶋二九〇の二の一部、二九一の一部、二九二、三五一の一部、三七五の一、三七五の二、三七六、三七七、三七八の一、三七九の一の一部、三八〇、三八一の一、三八一の二、三八三、三八四の一部、三八五の一部、三八七の一、三九〇の一部、三九一、三九三の二の一部、三九三の三の一部、三九六及びこれらと一体をなす国有地</p>			

鳥取県告示第千二百二十一号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定番号	種別	図 書		発行番号等	類 別 表示された発行所名
		題	号		
298	雑誌その他 の刊行物	少女変身		—	V企画
299	"	春咲小紅		—	ホープ社
300	"	蕃薇蝶 赤い誘惑		—	ぶれすと
301	"	冬の残像 希望のうた		B1— H7	エース企画
302	"	女 onna No. 1		—	(有) エメラルド 出版
303	"	青姦 穴ぬれ 秘密		BJ— ニ8	テリス出版
304	"	特 FIGHTING・SCENE 写10		—	テリス出版
305	"	むき出し結合 若草の萌える頃		BJ— ニ7	—
306	"	学園少女熱れ責め 学園少女の……秘密の出会い		BJ— ニ4	八月書房
307	"	志願情婦		BJ— ニ2	—
308	"	女子高生 性体験 美代子の初恋		BJ— ニ5	Do企画
309	"	EROS UP VOL12 突ツ込む EROS UP		EPI12	(株) ツツアル社
310	"	濡れた女子高生 誘惑 濡れた女子高生の誘惑		BJ— ニ6	株式会社テリス出 版
311	"	強制挿入——愛 入れたら		B1— ニ4	テリス出版

312	"	濡れた下半身 白日夢		BJ— ニ3	Do企画
313	"	聖子凌辱 ビンクタイト No. 1		17580—2	(有) 童夢
314	"	如女公開 案敵な17歳		B1— N2	アラソニクゾアル ズ
315	"	濡れて叫ぶ		303516	グリーン企画
316	"	エロスアツク秋期特別号 EROS—UP 秋期大特別号 案敵少女	少女穴いじり 少女案敵少女	EZ—12	(株) ツツアル社
317	"	陰唇交授 ネネ増刊		NN—12	(株) ツツアル社
318	"	SNOB 少女の陰唇		SN—12	(株) テリス出版
319	"	ルーシー LUCY 乱交挿入		LU—12	(株) テリス出版
320	"	花芯責め		MA—1	(株) 日黒川書房
321	"	女高生性の乱れ Fresh Candy		C1— N2	画報社
322	"	激愛少女 special girls photopia		B1— N1	スペースプレス
323	"	粘膜刺激 果汁の匂い		68—3	有限会社現世社
324	"	愛産舌戯		E1— N2	HOT・DOG
325	"	現部露出 希望のうた		—	スペースプレス
326	"	アツシメナイト		—	(株) ひかり書房

鳥取県告示第千二百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（邑美地区ほ場整備）事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十一月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第千二百二十三号

昭和五十六年八月二十五日付けで淀江町から申請のあった土地改良（西尾原（福瀬）地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条

の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十一月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百二十四号

昭和五十六年八月二十六日付けで鳥取市から申請のあった土地改良（良田地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十一月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百二十五号

昭和五十六年八月二十六日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（大畑地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十一月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百二十六号

昭和五十六年九月四日付けで羽合町から申請のあつた土地改良（寺畷地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十一月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

羽合町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百二十七号

昭和五十六年九月五日付けで大栄町から申請のあつた土地改良（原地区老朽ため池整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十一月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百二十八号

昭和五十六年九月五日付けで大栄町から申請のあつた土地改良（原地区農業用排水と農道整備を一体としたもの）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）

第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十一月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百二十九号

昭和五十六年十月十二日付けで羽合町から申請のあつた土地改良（光吉地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十一月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

羽合町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千三百三十号

国府町から申請のあつた町営土地改良（玉銚地区暗きよ排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十一月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千三百三十一号

羽合町から申請のあつた町営土地改良（小君地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十一月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千三百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町から同町が行う土地改良事業に係る穴鴨地区第一工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十六年十一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字大谷字白水橋野一八二九の二（次の図に示す部分に限る。）、「字大ナル二〇〇〇の一、二〇〇〇の三

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

農道用地及び土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千三百三十四号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年十一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大呂字ハセツコフ九六六の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千三百三十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和五十六年十一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 免許の日

昭和五十六年十一月六日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

酒津漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三
鳥取市東町一丁目二二〇番地

三 埋立区域

(一) 位置

気高郡気高町大字酒津字樽谷東平七一九番地二地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から7の地点までを順次にとる昭和五十五年の秋分の日の高潮位（D・L+〇・三〇メートル。以下同じ。）における公

有水面と陸地との境界線、7の地点と8の地点とを直線で結んだ線、8の地点と9の地点を結ぶ昭和五十五年の秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線及び9の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 酒津漁港東三号防波堤燈台（北緯三五度三一分二〇秒東 經一三四度〇五分二七秒）から二二九度〇〇分二七五・〇〇メートルの地点（以下「A地点」という。）から二五一度〇〇分二三・四〇メートルの地点

- 2の地点 A地点から二四八度〇〇分二八・八〇メートルの地点
- 3の地点 A地点から二一六度〇〇分三一・四〇メートルの地点
- 4の地点 A地点から二一九度三〇分四九・〇〇メートルの地点
- 5の地点 A地点から二二四度〇〇分五九・四〇メートルの地点
- 6の地点 A地点から二四一度〇〇分七三・二〇メートルの地点
- 7の地点 A地点から二六八度一五分六八・〇〇メートルの地点
- 8の地点 A地点から二六七度三〇分六三・六〇メートルの地点
- 9の地点 A地点から二六六度〇〇分五三・四〇メートルの地点

(三) 面積 一、五八五・九四平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

気高郡気高町大字酒津字樽谷東平七一九番地二地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びキの地点とアの地点とを直線で結んだ線によって囲まれた区域

- アの地点 A地点から二八三度〇〇分一四・二〇メートルの地点
- イの地点 A地点から二一七度〇〇分二六・六〇メートルの地点
- ウの地点 A地点から二〇一度〇〇分四〇・〇〇メートルの地点
- エの地点 A地点から二二六度〇〇分八二・六〇メートルの地点
- オの地点 A地点から二五四度〇〇分八六・四〇メートルの地点
- カの地点 A地点から二六六度三〇分八五・六〇メートルの地点
- キの地点 A地点から二八〇度〇〇分八二・六〇メートルの地点

(二) 面積 三、七三三・二平方メートル

五 埋立地の用途

海岸保全施設用地及び漁港関連用地

鳥取県告示第千三百三十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年四月二十三日 鳥取県指令受都計第七十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市大篠津町字森ノ北

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市大篠津町一六四二

中川義三

中川良子

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千二百円(送料を含む。)】